

新	旧	備考
海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款 平成13年4月1日 01 - 制度 - 00007 沿革（略） <u>平成26年9月24日 一部改正</u>	海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款 平成13年4月1日 01-制度-00007 沿革（略）	
第1章 総則 （この約款の内容） 第1条 この約款は、貿易保険法（昭和25年法律第67号。以下「法」という。）の規定に基づく海外事業資金貸付保険のうち、法第2条第18項の<u>海外事業資金貸付金債権等の取得を行った者が受ける損失をてん補する海外事業資金貸付保険の保険約款とする。</u>	第1章 総則 （この約款の内容） 第1条 この約款は、貿易保険法（昭和25年法律第67号。以下「法」という。）の規定に基づく海外事業資金貸付保険のうち、法第2条第17項の貸付金債権等の取得を行った者が受ける損失をてん補する海外事業資金貸付保険の保険約款とする。	
（定義） 第2条 この約款における以下の用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 一 「日本貿易保険」とは、法第4条に規定する独立行政法人日本貿易保険をいう。 二 「<u>海外事業資金貸付金債権等</u>」とは、この証券記載の以下のいずれかに該当するものをいう。 イ 外国政府等、外国法人又は外国人に対する本邦外において行う事業に必要な<u>資金に充てられる貸付金に係る債権（ハに該当するものを除く。）</u> ロ イに規定する<u>資金を調達するために発行される外国政府等又は外国法人の公債、社債その他これらに準ずる債券</u> ハ <u>本邦中小企業の本邦外に所在する子会社に対する本邦外において行う事業に必要な短期資金に充てられる短期貸付金に係る債権</u> 三 「海外事業資金貸付」とは、<u>本邦法人若しくは本邦人又は外国法人若しくは外国人が行う海外事業資金貸付金債権等の取得をいう。</u>	（定義） 第2条 この約款における以下の用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 一 「日本貿易保険」とは、法第4条に規定する独立行政法人日本貿易保険をいう。 二 「<u>貸付金債権等</u>」とは、この証券記載の以下のいずれかに該当するものをいう。 イ <u>本邦法人又は本邦人が行う外国政府等、外国法人又は外国人に対する本邦外において行う事業に必要な長期資金に充てられる長期貸付金に係る債権</u> ロ イに規定する<u>長期資金を調達するために発行される外国政府等又は外国法人の公債、社債その他これらに準ずる債券</u> ハ 「<u>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律</u>」第16条、「<u>中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律</u>」第12条、及び「<u>中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律</u>」第15条に係る貿易保険法の特例に該当する場合は、<u>本邦の銀行等又は外国金融機関が行う外国法人又は外国人に対する本邦外において行う事業に必要な短期資金に充てられる短期貸付金に係る債権</u> 三 「海外事業資金貸付」とは、貸付金債権等の取得をいう。	

新	旧	備考
四 「貸付金等」とは、<u>海外事業資金貸付金債権等</u>の元本及び利子をいい、延滞利息その他<u>海外事業資金貸付</u>に基づき被保険者が有する元本及び利子以外の債権を含まない。 五 「保険価額」とは、貸付金等の額をいい、二以上の時期に分割して貸付金等の償還を受けるべきときは、一の時期において償還を受けるべき部分の貸付金等の額をいう。 六 「被保険者等」とは、保険契約者、被保険者若しくは保険金を受け取るべき者又はこれらの者の代理人若しくは使用人をいう。	四 「貸付金等」とは、貸付金債権等の元本及び利子をいい、延滞利息その他<u>貸付金債権等</u>に基づき被保険者が有する元本及び利子以外の債権を含まない。 五 「保険価額」とは、貸付金等の額をいい、二以上の時期に分割して貸付金等の償還を受けるべきときは、一の時期において償還を受けるべき部分の貸付金等の額をいう。 六 「被保険者等」とは、保険契約者、被保険者若しくは保険金を受け取るべき者又はこれらの者の代理人若しくは使用人をいう。	
第3条 ～ 第8条 （略）	第3条 ～ 第8条 （略）	
（保険期間） 第9条 日本貿易保険の保険責任の開始日は、<u>海外事業資金貸付金債権等</u>を取得した日又は保険契約の締結を行った日のいずれか遅い日とする。 2 日本貿易保険の保険責任の終了日は、<u>海外事業資金貸付金債権等</u>の償還期限とする。	（保険期間） 第9条 日本貿易保険の保険責任の開始日は、貸付金債権等を取得した日又は保険契約の締結を行った日のいずれか遅い日とする。 2 日本貿易保険の保険責任の終了日は、貸付金債権等の償還期限とする。	
第10条 （略）	第10条 （略）	
（指示に従う義務） 第11条 日本貿易保険は、<u>海外事業資金貸付金債権等</u>に関し指示をすることができ、被保険者はこれに従わなければならない。	（指示に従う義務） 第11条 日本貿易保険は、貸付金債権等に関し指示をすることができ、被保険者はこれに従わなければならない。	
（償還金額及び償還期限確定等の通知義務） 第12条 保険契約者又は被保険者は、貸付金等の全部又は一部について償還金額及び償還期限が確定したときは、<u>海外事業資金貸付保険手続細則（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00033。以下「手続細則」という。）</u>に定める期限までにその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。 2 前項に規定するほか、保険契約者又は被保険者は、海外事業資金貸付保険運用規程（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00039）に定めるところにより、<u>海外事業資金貸付金債権等</u>の額その他保険料の算定に当たり必要な事項について日本貿易保険に書面で通知しなければならない。	（償還金額及び償還期限確定等の通知義務） 第12条 保険契約者又は被保険者は、貸付金等の全部又は一部について償還金額及び償還期限が確定したときは、<u>手続細則</u>に定める期限までにその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。 2 前項に規定するほか、保険契約者又は被保険者は、海外事業資金貸付保険運用規程（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00039）に定めるところにより、貸付金債権等の額その他保険料の算定に当たり必要な事項について日本貿易保険に書面で通知しなければならない。	
（債権保全義務） 第13条 被保険者は、他の債権における注意と同様の注意をもって<u>海外事業資金貸付金債権等</u>の管理保全に努めなければならない。	（債権保全義務） 第13条 被保険者は、他の債権における注意と同様の注意をもって貸付金債権等の管理保全に努めなければならない。	

新	旧	備考
第14条 ～ 第17条 （略）	第14条 ～ 第17条 （略）	
（調査に应ずる義務） 第18条 保険契約者又は被保険者は、日本貿易保険が<u>海外事業資金貸付又は貸付金等</u>に関し、調査、報告若しくは資料の提出を求めた場合又は<u>海外事業資金貸付</u>に関する帳簿書類その他の物件を調査しようとした場合には、これに应じなければならない。 2 被保険者は、日本貿易保険が<u>海外事業資金貸付又は貸付金等</u>に関し、海外事業資金貸付の相手方に対し調査、報告又は資料の提出を求めることが必要と認めた場合、当該調査、報告又は資料の提出が円滑に行われるよう日本貿易保険に協力しなければならない。 3 被保険者は、第31条第7項の規定により納付すべき金額に係る債権の保全上の必要に基づいて、日本貿易保険が業務若しくは資産の状況に関し、調査、報告若しくは資料の提出を求めた場合又は業務若しくは資産の状況に関する帳簿書類その他の物件を調査しようとした場合には、これに应じなければならない。	（調査に应ずる義務） 第18条 保険契約者又は被保険者は、日本貿易保険が<u>貸付金債権等</u>に関し、調査、報告若しくは資料の提出を求めた場合又は<u>貸付金債権等</u>に関する帳簿書類その他の物件を調査しようとした場合には、これに应じなければならない。 2 被保険者は、日本貿易保険が<u>貸付金債権等</u>に関し、海外事業資金貸付の相手方に対し調査、報告又は資料の提出を求めることが必要と認めた場合、当該調査、報告又は資料の提出が円滑に行われるよう日本貿易保険に協力しなければならない。 3 被保険者は、第31条第7項の規定により納付すべき金額に係る債権の保全上の必要に基づいて、日本貿易保険が業務若しくは資産の状況に関し、調査、報告若しくは資料の提出を求めた場合又は業務若しくは資産の状況に関する帳簿書類その他の物件を調査しようとした場合には、これに应じなければならない。	
第19条 （略）	第19条 （略）	
（海外事業資金貸付の変更等） 第20条 被保険者が<u>海外事業資金貸付金債権等</u>又は貸付金等に関し、手続細則で定める重大な内容変更等（以下「重大な内容変更等」という。）を行った場合には、当該重大な内容変更等の日から1月以内かつ償還期限までにその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。ただし、被保険者の意思によらない変更等又は被保険者が関与できない変更等は除く。 2 日本貿易保険は、前項に規定する通知を受けたときには、保険契約を解除することができる。ただし、日本貿易保険が書面で承認したときは、この限りでない。 3 前項の承認に条件を付けた場合であって、当該条件が成就されないときには、日本貿易保険は、保険契約を解除することができる。 4 前2項及び第9項の規定に基づく解除は、重大な内容変更等があった時から将来にわたってのみ効力を生ずる。 5 日本貿易保険は、被保険者が第1項に規定する通知を怠った場合、重大な内容変更等があった時から、保険契約は効力を失ったものとみ	（海外事業資金貸付の変更等） 第20条 被保険者が貸付金債権等又は貸付金等に関し、手続細則で定める重大な内容変更等（以下「重大な内容変更等」という。）を行った場合には、当該重大な内容変更等の日から1月以内かつ償還期限までにその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。ただし、被保険者の意思によらない変更等又は被保険者が関与できない変更等は除く。 2 日本貿易保険は、前項に規定する通知を受けたときには、保険契約を解除することができる。ただし、日本貿易保険が書面で承認したときは、この限りでない。 3 前項の承認に条件を付けた場合であって、当該条件が成就されないときには、日本貿易保険は、保険契約を解除することができる。 4 前2項及び第9項の規定に基づく解除は、重大な内容変更等があった時から将来にわたってのみ効力を生ずる。 5 日本貿易保険は、被保険者が第1項に規定する通知を怠った場合、重大な内容変更等があった時から、保険契約は効力を失ったものとみ	

新	旧	備考
なすことができる。 6 被保険者は、重大な内容変更等を行おうとするときは、日本貿易保険に対し書面による事前の承認を求めることができる。 7 被保険者は、前項の日本貿易保険の承認に基づいて重大な内容変更等を行うときは、当該承認の日から6月以内に行わなければならない。 8 前2項に従って重大な内容変更等を行った場合は、第2項から第4項までの規定は適用しない。 9 日本貿易保険は、第6項の承認に条件を付けた場合であって、当該条件が成就されていないにもかかわらず、第1項の通知があったときには、保険契約を解除することができる。	なすことができる。 6 被保険者は、重大な内容変更等を行おうとするときは、日本貿易保険に対し書面による事前の承認を求めることができる。 7 被保険者は、前項の日本貿易保険の承認に基づいて重大な内容変更等を行うときは、当該承認の日から6月以内に行わなければならない。 8 前2項に従って重大な内容変更等を行った場合は、第2項から第4項までの規定は適用しない。 9 日本貿易保険は、第6項の承認に条件を付けた場合であって、当該条件が成就されていないにもかかわらず、第1項の通知があったときには、保険契約を解除することができる。	
（その他の通知義務） 第21条 <u>海外事業資金貸付金債権等</u>又は貸付金等に関し、手続細則で定める事由が生じた場合には、被保険者は、当該事由が生じたことを知った日から15日以内かつ第9条第2項に定める保険責任の終了日までに、当該事由について日本貿易保険に通知しなければならない。 2 被保険者は、海外事業資金貸付の相手方の財務状況に関する資料その他の情報を入手したときは、当該資料等又はその写しを日本貿易保険に提出しなければならない。 （贈賄行為に関与しない旨の宣誓義務） 第21条の2 保険契約者及び被保険者は、不正競争防止法の規定に違反する贈賄行為にかかわっていないこと及び今後ともかかわらないことを日本貿易保険に対して誓約しなければならない。	（その他の通知義務） 第21条 貸付金債権等又は貸付金等に関し、手続細則で定める事由が生じた場合には、被保険者は、当該事由が生じたことを知った日から15日以内かつ第9条第2項に定める保険責任の終了日までに、当該事由について日本貿易保険に通知しなければならない。 2 被保険者は、海外事業資金貸付の相手方の財務状況に関する資料その他の情報を入手したときは、当該資料等又はその写しを日本貿易保険に提出しなければならない。 （贈賄行為に関与しない旨の宣誓義務） 第21条の2 保険契約者及び被保険者は、不正競争防止法の規定に違反する贈賄行為にかかわっていないこと及び今後ともかかわらないことを日本貿易保険に対して誓約しなければならない。	
第5章 保険料 （保険料の納付等） 第22条 保険契約者は、保険契約を締結した場合、第12条に規定する通知をした場合又は重大な内容変更等を行った場合であって保険契約者が保険料を納付すべき場合その他保険契約者が保険料を納付すべき場合においては、日本貿易保険が指定する日までに貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2日 04 - 制度 - 00034。以下「保険料率等規程」という。）に従って日本貿易保険の指定する額の保険料の全額を日本貿易保険に納付しなければならない。	第5章 保険料 （保険料の納付等） 第22条 保険契約者は、保険契約を締結した場合、第12条に規定する通知をした場合又は重大な内容変更等を行った場合であって保険契約者が保険料を納付すべき場合その他保険契約者が保険料を納付すべき場合においては、日本貿易保険が指定する日までに貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2日 04 - 制度 - 00034。以下「保険料率等規程」という。）に従って日本貿易保険の指定する額の保険料の全額を日本貿易保険に納付しなければならない。	

新	旧	備考
2 保険契約者が日本貿易保険の指定する日又は第6項の規定に基づき保険料を支払うべき日までに前項に規定する保険料の全額を納付しなかったときは、保険契約者は、保険料及び当該保険料について日本貿易保険の指定する日又は第6項の規定に基づき保険料を支払うべき日の翌日から保険契約者の納付すべき保険料が納付される日までの日数に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を日本貿易保険の請求に従い納付しなければならない。ただし、第4項の規定に基づき保険契約が解除された場合は、この限りでない。 3 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、保険契約者が納付すべき保険料及び延滞金の全額に満たない額を納付した場合には、日本貿易保険は納付された金額を保険料、延滞金の順に充当する。 4 保険契約者が、日本貿易保険の指定する日又は第6項の規定に基づき保険料を支払うべき日までに日本貿易保険の指定する額の保険料の全額又は延滞金の全額を納付しなかったときは、日本貿易保険は保険契約の全部又は一部を解除することができる。 5 前項の規定による解除は、当該保険料又は延滞金が保険契約を締結した場合において納付すべきものであるときは保険契約の締結の日から、被保険者が重大な内容変更等を行った場合において納付すべきものであるときは当該重大な内容変更等があった日から、それぞれ効力を生ずる。 6 保険契約者について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の各決定又は外国の法令に基づく制度上これに準ずる手続があった場合には、第1項の規定にかかわらず、日本貿易保険からの通知等を要せずに、保険契約者は、日本貿易保険に対する第1項に定める保険料の支払債務について当然に期限の利益を失い、直ちに保険料の全額を支払うものとする。ただし、当該期限の利益の喪失後、日本貿易保険は、新たに支払期日を指定することができる。	2 保険契約者が日本貿易保険の指定する日までに前項に規定する保険料の全額を納付しなかったときは、保険契約者は、保険料及び当該保険料について日本貿易保険の指定する日の翌日から保険契約者の納付すべき保険料が納付される日までの日数に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を日本貿易保険の請求に従い納付しなければならない。ただし、第4項の規定に基づき保険契約が解除された場合は、この限りでない。 3 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、保険契約者が納付すべき保険料及び延滞金の全額に満たない額を納付した場合には、日本貿易保険は納付された金額を保険料、延滞金の順に充当する。 4 保険契約者が、日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険の指定する額の保険料の全額又は延滞金の全額を納付しなかったときは、日本貿易保険は保険契約の全部又は一部を解除することができる。 5 前項の規定による解除は、当該保険料又は延滞金が保険契約を締結した場合において納付すべきものであるときは保険契約の締結の日から、被保険者が重大な内容変更等を行った場合において納付すべきものであるときは当該重大な内容変更等があった日から、それぞれ効力を生ずる。	
第23条 ～ 第24条 （略）	第23条 ～ 第24条 （略）	
（保険金の請求） 第25条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者（以下「保険金請求人」という。）は、自己の費用をもって損失の計算を行	（保険金の請求） 第25条 被保険者その他の保険金の支払を請求しようとする者（以下「保険金請求人」という。）は、自己の費用をもって損失の計算を行	

新	旧	備考
い、保険金請求書に損失計算書、証拠書類その他必要な書類を添えて日本貿易保険に提出しなければならない。 2 前項の請求は、第15条に定める損失発生の通知をした日以降、償還期限から9月以内（第3条第11号の事由による損失がてん補される場合にあっては、償還期限から3月を経過した日以後、償還期限から9月以内）に行うものとする。ただし、日本貿易保険が、特に猶予期間を定めた場合は、この限りでない。 3 保険金請求人が正当な理由なく前項に規定する期間内又は日本貿易保険が定めた猶予期間内に保険金の支払の請求を行わない場合には、日本貿易保険は、保険金を支払わない。 4 <u>保険金の支払を請求した者は、日本貿易保険がてん補責任の有無又はてん補額の決定のため必要と認める書類の提出を求めたときは、遅滞なく、これに応じなければならない。</u> 5 <u>保険金請求人は、第22条第1項及び第2項の規定にかかわらず、保険金の支払を請求するまでに、同条第1項及び第2項に規定する保険料及び延滞金の全部が支払われない限り、保険金の支払請求をすることが認められないものとする。</u>	い、保険金請求書に損失計算書、証拠書類その他必要な書類を添えて日本貿易保険に提出しなければならない。 2 前項の請求は、第15条に定める損失発生の通知をした日以降、償還期限から9月以内（第3条第11号の事由による損失がてん補される場合にあっては、償還期限から3月を経過した日以後、償還期限から9月以内）に行うものとする。ただし、日本貿易保険が、特に猶予期間を定めた場合は、この限りでない。 3 保険金請求人が正当な理由なく前項に規定する期間内又は日本貿易保険が定めた猶予期間内に保険金の支払の請求を行わない場合には、日本貿易保険は、保険金を支払わない。 4 <u>被保険者又は保険金請求人は、日本貿易保険がてん補責任の有無又はてん補額の決定のため必要と認める書類の提出を求めたときは、遅滞なく、これに応じなければならない。</u>	
（保険金請求権の消滅時効） 第26条 保険金請求権は、償還期限（第3条第11号の事由による損失がてん補される場合にあっては、償還期限から3月を経過した日）から2年を経過した場合、時効により消滅するものとする。 <u>2 前条第5項の規定は、前項に基づく消滅時効の成立を妨げない。</u>	（保険金請求権の消滅時効） 第26条 保険金請求権は、償還期限（第3条第11号の事由による損失がてん補される場合にあっては、償還期限から3月を経過した日）から2年を経過した場合、時効により消滅するものとする。	
第27条 ～ 第30条 （略）	第27条 ～ 第30条 （略）	
（回収金の納付） 第31条 被保険者は、前条の規定にかかわらず、保険金の支払の請求がなされた後においても、自己又は日本貿易保険のために海外事業資金貸付に基づく貸付金等又は損害賠償金、違約金その他これらに類する金銭の回収に努めなければならない。ただし、当該回収に係る権利の行使の相手方について破産手続開始の決定がなされたことその他やむをえない事由により当該回収に係る権利を行使することが困難であることについて日本貿易保険の認定を受けたとき又は第4項若しくは次条第3項の規定に基づき権利行使等の委任を行ったときは、この限りでない。	（回収金の納付） 第31条 被保険者は、前条の規定にかかわらず、保険金の支払の請求がなされた後においても、自己又は日本貿易保険のために海外事業資金貸付に基づく貸付金等又は損害賠償金、違約金その他これらに類する金銭の回収に努めなければならない。ただし、当該回収に係る権利の行使の相手方について破産手続開始の決定がなされたことその他やむをえない事由により当該回収に係る権利を行使することが困難であることについて日本貿易保険の認定を受けたとき又は第4項若しくは次条第3項の規定に基づき権利行使等の委任を行ったときは、この限りでない。	

新	旧	備考
2 被保険者は、前項に規定する義務の履行の状況について、日本貿易保険に書面で報告しなければならない。ただし、前項ただし書の規定により日本貿易保険の認定を受けたとき又は権利行使等の委任を行ったときは、この限りでない。 3 被保険者は、前条に規定する日本貿易保険の保険代位を海外事業資金貸付の相手方の住所地法において当該相手方その他の第三者に対抗することができるために必要な手続を行うことを日本貿易保険が指示したときは、これに従わなければならない。 4 被保険者は、前項による義務を履行したときは、被保険者が有している保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行わなければならない。 5 被保険者は、前項の委任に当たり、権利の行使による回収金の配分方法、その他手続的な事項について、貿易保険共通運用規程（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00058。以下「共通運用規程」という。）に従わなければならない。 6 日本貿易保険は、第1項による義務の履行のために要した費用を取得した金額を限度として負担する。ただし、日本貿易保険が必要と認めたときは、その限度を超えて負担することがある。 7 被保険者は、保険金の請求がなされた後、回収した金額があるときは、回収の<u>あった</u>日（回収の<u>あった</u>日が保険金の支払を受けた日以前であるときは、保険金の支払を受けた日）から1月以内にその旨を日本貿易保険に通知し、かつ、日本貿易保険が指定する次の式で算出された金額を日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付しなければならない。 $\text{支払保険金額} = (\text{回収金額} - A) \times \frac{\text{第4条の損失額}}{\text{第4条の損失額}} - B$ Aは、第1項による義務の履行のために要した費用（ただし、日本貿易保険が認めた金額に限る。） Bは、第4条の損失額に償還期限（第27条第1項に規定する確認を受けた場合にあっては当該確認のあった日）の翌日から保険金支払日（回収が保険金の支払を受けた日以前の場合には、当該回収のあった日）までの期間に応じ共通運用規程に定める利率を乗じて得た額から	2 被保険者は、前項に規定する義務の履行の状況について、日本貿易保険に書面で報告しなければならない。ただし、前項ただし書の規定により日本貿易保険の認定を受けたとき又は権利行使等の委任を行ったときは、この限りでない。 3 被保険者は、前条に規定する日本貿易保険の保険代位を海外事業資金貸付の相手方の住所地法において当該相手方その他の第三者に対抗することができるために必要な手続を行うことを日本貿易保険が指示したときは、これに従わなければならない。 4 被保険者は、前項による義務を履行したときは、被保険者が有している保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行わなければならない。 5 被保険者は、前項の委任に当たり、権利の行使による回収金の配分方法、その他手続的な事項について、貿易保険共通運用規程（平成13年4月1日 01 - 制度 - 00058。以下「共通運用規程」という。）に従わなければならない。 6 日本貿易保険は、第1項による義務の履行のために要した費用を取得した金額を限度として負担する。ただし、日本貿易保険が必要と認めたときは、その限度を超えて負担することがある。 7 被保険者は、保険金の請求がなされた後、回収した金額があるときは、回収した日（回収した日が保険金の支払を受けた日以前であるときは、保険金の支払を受けた日）から1月以内にその旨を日本貿易保険に通知し、かつ、日本貿易保険が指定する次の式で算出された金額を日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付しなければならない。 $\text{支払保険金額} = (\text{回収金額} - A) \times \frac{\text{第4条の損失額}}{\text{第4条の損失額}} - B$ Aは、第1項による義務の履行のために要した費用（ただし、日本貿易保険が認めた金額に限る。） Bは、第4条の損失額に償還期限（第27条第1項に規定する確認を受けた場合にあっては当該確認のあった日）の翌日から保険金支払日（回収が保険金の支払を受けた日以前の場合には、当該回収のあった日）までの期間に応じ共通運用規程に定める利率を乗じて得た額か	

新	旧	備考
保険金請求日までに回収した延滞利息(保険金請求までに回収した元本に係る延滞利息を除く。)を除いた額に支払った保険金の額の第4条の損失額に対する割合を乗じて得た金額から既に被保険者に充当した金額を除いた金額又は回収した金額からAを除いた金額に支払った保険金の額の第4条の損失額に対する割合を乗じて得た金額のいずれか少ない金額 8 前項に規定する期間内に同項に規定する通知をすることを怠った被保険者は、同項の規定により納付すべき金額（以下「回収納付金額」という。）について回収のあった日（回収のあった日が、保険金の支払を受けた日以前であるときは、保険金の支払を受けた日）の翌日から当該通知をした日までの日数に応じて年10.95%の割合で計算した違約金を日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付しなければならない。 9 被保険者は、第7項又は前項のいずれかに該当する場合において、各項の規定に基づき日本貿易保険に納付すべき金額を日本貿易保険の指定する日までに納付しなかったときは、当該金額及び当該金額について日本貿易保険の指定する日の翌日から納付される日までの日数に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を日本貿易保険の請求に従い納付しなければならない。 10 前2項の規定により違約金及び延滞金を納付すべき場合において、被保険者が回収納付金額、違約金及び延滞金の全額に満たない額を納付した場合には、日本貿易保険は納付された金額を回収納付金額、違約金、延滞金の順に充当する。	ら保険金請求日までに回収した延滞利息(保険金請求までに回収した元本に係る延滞利息を除く。)を除いた額に支払った保険金の額の第4条の損失額に対する割合を乗じて得た金額から既に被保険者に充当した金額を除いた金額又は回収した金額からAを除いた金額に支払った保険金の額の第4条の損失額に対する割合を乗じて得た金額のいずれか少ない金額 8 前項に規定する期間内に同項に規定する通知をすることを怠った被保険者は、同項の規定により納付すべき金額（以下「回収納付金額」という。）について回収のあった日（回収のあった日が、保険金の支払を受けた日以前であるときは、保険金の支払を受けた日）の翌日から当該通知をした日までの日数に応じて年10.95%の割合で計算した違約金を日本貿易保険の指定する日までに日本貿易保険に納付しなければならない。 9 被保険者は、第7項又は前項のいずれかに該当する場合において、各項の規定に基づき日本貿易保険に納付すべき金額を日本貿易保険の指定する日までに納付しなかったときは、当該金額及び当該金額について日本貿易保険の指定する日の翌日から納付される日までの日数に応じて年10.95%の割合で計算した延滞金を日本貿易保険の請求に従い納付しなければならない。 10 前2項の規定により違約金及び延滞金を納付すべき場合において、被保険者が回収納付金額、違約金及び延滞金の全額に満たない額を納付した場合には、日本貿易保険は納付された金額を回収納付金額、違約金、延滞金の順に充当する。	
第32条 (略)	第32条 (略)	
第8章 雑 則 (換算率) 第33条 この約款において、外貨を邦貨に、邦貨を外貨に、又は一の外貨を他の外貨に換算する場合に適用する外国為替相場は、次の各号のとおりとする。 一 外貨を邦貨に換算する場合にあっては、銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行をいう。以下同じ。）が提示する対顧客直物電信買相場の始値（日本貿易保険が認めたものをいう。以下同じ。）	第8章 雑 則 (換算率) 第33条 この約款において、外貨を邦貨に、邦貨を外貨に、又は一の外貨を他の外貨に換算する場合に適用する外国為替相場は、次の各号のとおりとする。 一 外貨を邦貨に換算する場合にあっては、銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行をいう。以下同じ。）が提示する対顧客直物電信買相場の始値（日本貿易保険が認めたものをいう。以下同じ。）	

新	旧	備考
二 邦貨を外貨に換算する場合にあっては、銀行が提示する対顧客直物電信売相場の始値 三 一の外貨を他の外貨に換算する場合にあっては、銀行が提示する当該外貨間の換算率の始値 2 貸付金等の額が外貨建てのときは、保険価額、第4条の損失額及び第5条のてん補責任額は、次の各号に掲げる日における前項第1号の外国為替相場により邦貨に換算するものとする。ただし、日本貿易保険が別に定めた場合は、この限りでない（以下第3項から第5項までの各項において同じ。）。 一 保険価額にあっては、<u>海外事業資金貸付金債権等に係る契約</u>の締結の日（保険契約の締結後に貸付金等の額が増額変更された場合の当該増額部分に係る保険価額又は貸付金等が邦貨建てから外貨建てに変更された場合若しくは外貨建てから他の外貨建てに変更された場合の保険価額は、当該変更が行われた日（以下この項において同じ。）） 二 第4条の損失額及び第5条のてん補責任額にあっては、海外事業資金貸付のための契約の締結の日又は償還期限のいずれか円高（貸付金等の額として表示された外貨の本邦における邦貨をもって表示される外国為替相場が低落した場合をいう。）の日 3 第4条各号の金額が貸付金等の額として表示された通貨（邦貨の場合を含む。以下「表示通貨」という。）と異なる通貨建てのときは、当該金額は、その額が確定した日における第1項各号のいずれかの外国為替相場により表示通貨に換算するものとする。ただし、第4条第1号に規定する費用について、当該費用に係る通貨を表示通貨で買い取って支払った場合は、当該買取に使用された換算率を適用する。 4 第31条第7項の規定に基づき回収した金額を納付する場合において、回収した金額が表示通貨と異なる通貨建てのときは、当該金額は、回収を確認した日における第1項各号のいずれかの外国為替相場により表示通貨に換算するものとする。 5 第16条第3項又は第31条第6項に規定する日本貿易保険の負担する費用は、次の各号の規定により換算する。 一 第31条第7項に規定する費用が表示通貨と異なる通貨建てのときは、当該費用は、その額が確定した日における第1項各号のい	二 邦貨を外貨に換算する場合にあっては、銀行が提示する対顧客直物電信売相場の始値 三 一の外貨を他の外貨に換算する場合にあっては、銀行が提示する当該外貨間の換算率の始値 2 貸付金等の額が外貨建てのときは、保険価額、第4条の損失額及び第5条のてん補責任額は、次の各号に掲げる日における前項第1号の外国為替相場により邦貨に換算するものとする。ただし、日本貿易保険が別に定めた場合は、この限りでない（以下第3項から第5項までの各項において同じ。）。 一 保険価額にあっては、<u>海外事業資金貸付のための契約</u>の締結の日（保険契約の締結後に貸付金等の額が増額変更された場合の当該増額部分に係る保険価額又は貸付金等が邦貨建てから外貨建てに変更された場合若しくは外貨建てから他の外貨建てに変更された場合の保険価額は、当該変更が行われた日（以下この項において同じ。）） 二 第4条の損失額及び第5条のてん補責任額にあっては、海外事業資金貸付のための契約の締結の日又は償還期限のいずれか円高（貸付金等の額として表示された外貨の本邦における邦貨をもって表示される外国為替相場が低落した場合をいう。）の日 3 第4条各号の金額が貸付金等の額として表示された通貨（邦貨の場合を含む。以下「表示通貨」という。）と異なる通貨建てのときは、当該金額は、その額が確定した日における第1項各号のいずれかの外国為替相場により表示通貨に換算するものとする。ただし、第4条第1号に規定する費用について、当該費用に係る通貨を表示通貨で買い取って支払った場合は、当該買取に使用された換算率を適用する。 4 第31条第7項の規定に基づき回収した金額を納付する場合において、回収した金額が表示通貨と異なる通貨建てのときは、当該金額は、回収を確認した日における第1項各号のいずれかの外国為替相場により表示通貨に換算するものとする。 5 第16条第3項又は第31条第6項に規定する日本貿易保険の負担する費用は、次の各号の規定により換算する。 一 第31条第7項に規定する費用が表示通貨と異なる通貨建てのときは、当該費用は、その額が確定した日における第1項各号のい	

新	旧	備考
れかの外国為替相場により表示通貨に換算するものとする。ただし、当該費用について、当該費用に係る通貨を表示通貨で買い取って支払った場合は、当該買取に使用された換算率を適用する。 二 第4条第1号又は第31条第7項の規定によらない方法で日本貿易保険の負担する費用を請求する場合において、当該費用が外貨建てのときは、当該費用は、その額が確定した日における第1項第1号の外国為替相場により邦貨に換算するものとする。ただし、当該費用について、当該費用に係る通貨を邦貨で買い取って支払った場合は、当該買取に使用された換算率を適用する。 6 第2項から第5項において定める日に第1項各号の外国為替相場がない場合は、その日の直前の第1項各号の外国為替相場のある日における当該外国為替相場を適用する。 7 第1項各号の外国為替相場が提示されていない外貨の場合には、他の通貨を媒体とした換算率を適用する。 8 日本貿易保険が特に認めた場合には、第2項から第7項までの規定にかかわらず、日本貿易保険の指定した換算率を適用する。	ずれかの外国為替相場により表示通貨に換算するものとする。ただし、当該費用について、当該費用に係る通貨を表示通貨で買い取って支払った場合は、当該買取に使用された換算率を適用する。 二 第4条第1号又は第31条第7項の規定によらない方法で日本貿易保険の負担する費用を請求する場合において、当該費用が外貨建てのときは、当該費用は、その額が確定した日における第1項第1号の外国為替相場により邦貨に換算するものとする。ただし、当該費用について、当該費用に係る通貨を邦貨で買い取って支払った場合は、当該買取に使用された換算率を適用する。 6 第2項から第5項において定める日に第1項各号の外国為替相場がない場合は、その日の直前の第1項各号の外国為替相場のある日における当該外国為替相場を適用する。 7 第1項各号の外国為替相場が提示されていない外貨の場合には、他の通貨を媒体とした換算率を適用する。 8 日本貿易保険が特に認めた場合には、第2項から第7項までの規定にかかわらず、日本貿易保険の指定した換算率を適用する。	
第34条 ～ 第39条 （略） <u>附 則</u> この改正は、平成26年10月1日から実施する。	第34条 ～ 第39条 （略）	